

砥 部 町 議 会
令 和 2 年 第 2 回 臨 時 会
会 議 録

令和2年第2回砥部町議会臨時会 会議録

招集年月日	令和2年5月15日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和2年5月15日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	2 番 佐々木公博 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男	3 番 原田公夫 7 番 森永茂男 10 番 面岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好
欠席議員	5 番 菊池 伸二		
地方自治法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 戸籍税務課長 門田 巧 介護福祉課長 松下寛志 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 岡田洋志 商工観光課長 高橋 桂 保険健康課長 池田晃一 子育て支援課長 田邊敏之 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 堀 潤一郎 局長補佐 楠 耕一		
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 16 番 三谷喜好 1 番 柿本 正		
傍 聴 者	1 人		

令和2年第2回砥部町議会臨時会 議事日程

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 1 号 専決処分第 1 号の承認について
(砥部町税条例等の一部を改正する条例)

日程第 5 承認第 2 号 専決処分第 2 号の承認について
(砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 6 承認第 3 号 専決処分第 3 号の承認について
(砥部町介護保険条例の一部を改正する条例)

日程第 7 議案第 25 号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 8 議案第 26 号 砥部町中小企業制度資金利子補給に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第 27 号 令和 2 年度砥部町一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第 10 議案第 28 号 令和 2 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

・閉 会

令和2年第2回砥部町議会臨時会

令和2年5月15日（金）

午前9時30分開会

○議長（政岡洋三郎） ただいまから、令和2年第2回砥部町議会臨時会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） おはようございます。本日は公私ご多忙のところ、令和2年第2回臨時会にご出席を賜り、心から感謝申し上げます。開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。新型コロナウイルス感染症に対応する緊急事態宣言が全国に拡大されてから約1か月が経過し、昨日愛媛県を含む39県について当該宣言が解除されました。愛媛県ではこの間、外出自粛などの感染拡大回避行動の徹底、遊興施設等への休業協力要請を行い、新感染者の抑制に効果を上げておりましたが、一昨日には10日ぶりに新たな感染者が確認され、昨日までに20人の集団感染と思われる事態が広がるなど、宣言解除は条件付きとなりました。未だ予断を許さない状況であり、収束に向け、ここが正念場と捉えております。町民の皆様におかれましても、学校の休校、事業活動の停滞など、すでに多くの困難に直面していることと思います。この難局を乗り越えるため、国・県による様々な支援とともに、本町独自の支援策を可及的に速やかに届ける必要があると考えております。本日は法改正に伴い、専決処分で改正を行った条例の承認3件とともに、新型コロナウイルス感染症対策に係る条例改正及び特別給付金をはじめとした関連経費についての補正予算をご提案させていただいております。このあと詳細にご説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に先立ち、報告申し上げます。5番、菊池伸二君から欠席届が提出されております。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（政岡洋三郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、16番三谷喜好君、1番柿本正君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（政岡洋三郎） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、去る5月12日開催の議会運営委員会において、本日1日としております。これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（政岡洋三郎） 日程第3、諸般の報告を行います。地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、監査委員より、3月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して全員協議会を開催します。

午前9時34分 休憩

午後1時10分 再開

日程第4 承認第1号 専決処分第1号の承認について

（砥部町税条例等の一部を改正する条例）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 再開します。日程第4、承認第1号、専決処分第1号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（門田巧） それでは承認第1号についてご説明申し上げます。承認第1号をお手元をお願いいたします。承認第1号、専決処分第1号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年5月15日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書をご覧ください。専決第1号の専決処分書でございますが、令和2年3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、専決処分を行ったものでございます。今回の主な改正内容でございますが、個人町民税における寡婦控除、人的非課税措置等の見直し、固定資産税における現に所有している者の申告の制度化、使用者を所有者とみなす制度の拡大等の新設、たばこ税における軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し、その他法改正に伴う規定の整備、項ずれ及び平成から令和への改元対応等を行っております。7ページをお願いいたします。附則でございますが、附則第1条につきましては施行期日を定めております。8ページをお願いいたします。8ページの附則第2条から9ページの第7条にかけては、延滞金等の経過措置を設けております。9ページの第8条から10ページの第11条にかけては、平成27年から30年に改正された税条例の附則について改元対応を行っております。以上で承認第1号の説明を終わります。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって承認第1号は、承認することに決定しました。

~~~~~  
日程第5 承認第2号 専決処分第2号の承認について  
(砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第5、承認第2号、専決処分第2号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（門田巧） それでは承認第2号をご説明申し上げます。承認第2号をお手元をお願いします。承認第2号、専決処分第2号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年5月15日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは次の専決処分書をご覧ください。専決第2号の専決処分書でございますが、令和2年3月31日付けで地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、専決処分を行ったものでございます。今回の改正でございますが、政令の改正に合わせまして、課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の見直しを行っております。附則でございますが、附則の第1項では、施行期日について。第2項につきましては、適用区分を定め、従前の例によることとしております。以上で承認第2号の説明を終わります。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって、承認第2号は、承認することに決定しました。

日程第6 承認第3号 専決処分第3号の承認について  
(砥部町介護保険条例の一部を改正する条例)  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第6、承認第3号、専決処分第3号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下介護福祉課長。

○介護福祉課長(松下寛志) 承認第3号についてご説明いたします。お手元に承認第3号をご用意ください。専決処分第3号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年5月15日提出、砥部町長佐川秀紀。専決第3号、専決処分書をご覧ください。低所得者の第1号保険料の軽減強化に係る政府予算が成立し、かつ、介護保険法施行令が改正されたことに伴い、介護保険料を介護保険法施行令の軽減率に合わせて改正する専決処分を行ったものでございます。改正内容についてでございますが、中段をご覧ください。第4条第1項から第5項につきましては、元号を令和に改めております。次に第6項では、第1号保険者の保険料年額3万8,500円を2万3,100円に改めております。第7項では、保険料年額5万7,800円を3万8,500円に改めております。第8項では、保険料年額5万7,800円を5万3,900円に改めております。その下、附則でございます。第1項、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。第2項、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものです。以上、説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長(政岡洋三郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありますか。  
[「討論なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 討論なしと認めます。  
採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、ご起立願います。  
[全員起立]

○議長(政岡洋三郎) 全員起立です。ご着席ください。  
よって承認第3号は、承認することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第25号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第7、議案第25号、砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。池田保険健康課長。

○保険健康課長(池田晃一) 議案第25号、砥部町国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。お手元に議案書をお願いいたします。砥部町国民健康保険条例の一部改正に

ついて。 砥部町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年5月15日提出、砥部町長佐川秀紀。2ページをご覧ください。提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症に感染するなど、一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため提案するものです。1ページにお戻りください。今回の改正は、第4項の次に第5項から第10項までを加えます。改正の内容ですが、まず第5項は対象者の規定です。給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したときなどには、仕事を休むこととなりますが、その休んだ最初の日から4日目以降に傷病手当金を支給するものです。次に第6項は、傷病手当金の金額です。傷病手当金は給与の3分の2を支給いたします。次に2ページをお願いします。第7項は、支給期間です。支給開始日から1年6か月を超えないものとします。次に第8項は、傷病手当金と給与との調整を規定しています。新型コロナウイルス感染症等により、仕事を休んでも事業所から給与を受けられる場合は、傷病手当金を支給しません。次に第9項は、救済措置の規定です。前項に規定するものが、何らかの事情により給与を受けられない場合は、傷病手当金を支給するものです。第10項は、救済措置後の処理を規定しています。前項の規定どおり、町が支給した金額は事業主から徴収いたします。次に附則をご覧ください。この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第25号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第8 議案第26号 砥部町中小企業制度資金利子補給に関する条例の一部改正について (説明、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第8、議案第26号、砥部町中小企業制度資金利子補給に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋桂） 議案第26号について説明します。議案書をお手元のほうにお願いします。砥部町中小企業制度資金利子補給に関する条例の一部改正について。砥部町中小企業制度資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2

年5月15日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、愛媛県が実施する新型コロナウイルス感染症対策資金について、実質無利子化とする利子補給制度を別途定めるため、本条例の適用から除外する改正を行うものです。改正内容につきましては、1ページ議案第26号資料、新旧対照表をご覧ください。第2条の全文を現行から改正案のとおり改正し、新型コロナウイルス感染症対策資金を本条例での利子補給の対象資金から外すものです。議案書にお戻りください。附則です。この条例は公布の日から施行し、改正後の砥部町中小企業制度資金利子補給に関する条例の規定は、令和2年4月6日から適用するものとします。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第26号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第27号 令和2年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第28号 令和2年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第9、議案第27号、令和2年度砥部町一般会計補正予算第1号及び日程第10、議案第28号、令和2年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の2件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） それでは、議案第27号、議案第28号についてご説明申し上げます。はじめに一般会計についてご説明させていただきます。一般会計補正予算書1ページをお願いいたします。議案第27号、令和2年度砥部町一般会計補正予算第1号。令和2年度砥部町の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億5,107万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億9,054万1千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条、債務負担行為補正。債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。令和2年5月15日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いいたします。今回は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に早期に対応するための内容となっております。2款総務費でございますが、21億1,241万8千円を増額し、30億608万7千円としました。

次に3款民生費でございますが、3,376万9千円増額し、31億4,851万3千円といたしました。次に4款衛生費でございますが、172万4千円増額し、7億2,379万7千円といたしました。次に7款商工費でございますが、1億100万円増額し、2億9,611万5千円といたしました。次に10款教育費でございます。216万7千円増額し、11億4,914万6千円といたしました。2ページをお願いいたします。歳入でございます。特定財源といたしまして、14款国庫支出金21億3,955万円追加、15款県支出金16万9千円追加、一般財源といたしまして、19款繰越金1億1,135万9千円を追加いたしました。次に4ページをお願いいたします。債務負担行為補正でございます。砥部町新型コロナウイルス感染症対策資金について、3年間利子補給を行うため設定するものでございます。期間、限度額はご覧のとおりでございます。一般会計につきましては以上でございます。続きまして、国民健康保険事業特別会計についてご説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。議案第28号、令和2年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号。令和2年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算補正。第1条、事業勘定は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,083万7千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和2年5月15日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いいたします。事業勘定の歳出でございますが、1款総務費1項総務管理費における一般管理費を6万5千円追加しました。2款保険給付費6項傷病手当金を46万4千円追加いたしました。歳入でございますが、2ページをご覧ください。4款県支出金を46万4千円追加、5款繰入金、一般会計から繰入金を6万5千円追加いたしました。国民健康保険事業特別会計につきましては以上でございます。以上で予算の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は1件ごとに行います。

議案第27号、令和2年度砥部町一般会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第27号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議案第28号、令和2年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 28 号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、慎重にご審議を賜り、ご議決、ご承認いただきましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。ご議決いただきました新型コロナウイルス感染症に係る案件につきましては、迅速かつ適切に執行し、困難に直面している町民の皆様へ1日も早く支援が届くよう努めてまいります。本町を含め愛媛県では、外出自粛要請の緩和や、25 日からの学校再開に向けた段階的な登校の開始など、感染防止策と社会経済活動維持の両立に配慮する段階に移行しつつあります。改めて、うつらないよう自己防衛、うつさないよう周りに配慮、県外の外出自粛と3密回避という感染拡大回避行動の徹底を皆様をお願いしたいと思います。コロナウイルスが収束し、以前の生活を取り戻すには、まだまだ時間が掛かりますが、町民の皆様の安全・安心のために万全を期してまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 以上をもって、令和2年第2回砥部町議会臨時会を閉会します。

午後1時36分 閉会

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

砥部町議会議員

砥部町議会議員